

感染症による出席停止について

下記の感染症に該当する場合は、学校保健安全法第 19 条に基づき、お様が感染症に罹患もしくは、罹患している疑いがあり、他の児童生徒に感染する可能性がある期間は登校することができなくなります。なお、この期間は「出席停止」として扱います。

＜留意事項＞

- 1 医療機関で感染症であると診断されました、その旨を学校にお知らせください。
- 2 医師の処置と指示に従い、治ゆ後、「感染症治ゆ報告書」を保護者の方が記入し担任にご提出ください。

感染症治ゆ報告書（保護者記入）

令和 年 月 日

学校長様

年 組 氏名

保護者氏名_____

下記のとおり報告します。

該当に ○印		病名	出席停止期間の基準 (ただし、No.1～8は、病状により医師において感染の恐れがないと認めたときはこの限りではない)
	1	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	2	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	3	百日咳	特有の咳が消滅するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	4	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	5	流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	6	風しん（三日ばしか）	発疹が消滅するまで
	7	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	8	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	9	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	10	髄膜炎菌性髄膜炎	
	11	腸管出血性大腸菌感染症	
	12	流行性角結膜炎	
	13	急性出血性結膜炎	
	14	その他の感染症 （該当の病名に☑）	
		☐ マイコプラズマ感染症 ☐ 溶連菌感染症 ☐ R Sウイルス感染症 ☐ 手足口病 ☐ 感染性胃腸炎 ☐ ヘルパンギーナ ☐ 伝染性紅斑 ☐ 突発性発疹 ☐ 帯状疱疹 ☐ その他（ ）	

・受診した医療機関：

・ 医師から指示された期間：令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
(出席停止期間)